

国立大学法人東京医科歯科大学監事監査規則

〔平成16年4月1日〕
規則第3号

（趣旨）

第1条 この規則は、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第11条第6項の規定に基づき監事が行う国立大学法人東京医科歯科大学（以下「本学」という。）の業務の監査（以下「監査」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（監査の目的）

第2条 監査は、本学の業務の適切かつ効果的な運営を図るとともに、会計経理の適正を期することを目的とする。

（業務の自主性及び教育研究の特性への配慮）

第3条 監事は、監査を実施するに当たり、本学における業務運営の自主性及び教育研究の特性に十分配慮しなければならない。

（監査の対象）

第4条 監査は、本学の業務（会計を含む。以下同じ。）について行う。

（監査の種類及び時期）

第5条 監査は、定期監査及び臨時監査とする。

2 前項の臨時監査は、監事が必要と認める場合に特定の事項について行う。

（監査の方法）

第6条 監査は、書面監査、実地監査その他適当と認める方法により行う。

（監査計画）

第7条 監事は、毎事業年度初めに定期監査に係る監査計画を作成し、速やかに学長に提出するものとする。ただし、臨時監査についてはこの限りでない。

（監査の事務補助）

第8条 監事は、必要と認めるときは、学長の承認を得て、本学の職員に監査に関する事務を補助させることができる。

（秘密保持義務）

第9条 監事及び監査の事務を補助する職員は、監査により知ることのできた秘密を正当な理由なくして他に漏らしてはならない。

（情報収集及び環境整備）

第10条 監事は、その職務を適切に遂行するため、役員（監事を除く。以下同じ。）及び職員との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。

2 前項の場合において、役員は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

（監事相互間の連携）

第11条 監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、本学の他の監事との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。

（会計監査人との連携）

第12条 監事は、会計監査人と連携し、的確かつ効率的な監査の実施に務めなければならない。

（内部監査部門との連携）

第13条 学長は、国立大学法人東京医科歯科大学内部監査規則（平成17年規則第25号）の規定に基づいて内部監査を行う場合には、その監査計画及び監査結果報告書を監事に提出しなければならない。

（会議への出席）

第14条 監事は、役員会、経営協議会、教育研究評議会その他重要な会議に出席し、意見を述べることができる。

（報告徴収及び業務財産調査）

第15条 監事は、いつでも、役員及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は本学の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（文部科学大臣に提出する書類の調査）

第16条 監事は、本学が次に掲げる法令の規定に基づき文部科学大臣に書類を提出しようとするときは、当該書類を調査しなければならない。

- (1) 国立大学法人法
- (2) 国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）
- (3) 国立大学法人法施行令（平成15年政令第478号）
- (4) 国立大学法人法施行規則（平成15年文部科学省令第57号）

（監事に回付する文書）

第17条 次の各号に掲げる文書は、あらかじめ監事に回付しなければならない。

- (1) 文部科学大臣に提出する前条の書類その他重要な文書
- (2) 前号以外の行政機関等に提出する重要な文書
- (3) 規則の制定又は改廃に関する文書
- (4) 契約に関する重要な文書
- (5) 訴訟に関する重要な文書
- (6) その他業務に関する重要な文書

2 次の各号に掲げる文書は、監事に回付しなければならない。

- (1) 文部科学大臣から発せられた認可又は承認の文書その他重要な文書
- (2) 前号以外の行政機関等から発せられた重要な文書
- (3) 役員会、経営協議会、教育研究評議会等の議事録及び配布資料

(4) その他業務に関する重要な報告又は供閲等の文書

(役職員への質問等)

第18条 監事は、監査の必要に応じて、役員又は職員に質問し、又は説明若しくは資料の提出を求めることができる。

2 役員及び職員は、監事（監査の事務を補助する職員を含む。）が行う監査に協力しなければならない。

(監査結果報告書の作成等)

第19条 監事は、監査を行なったときは、監査結果報告書を作成し、監査終了後1月以内に学長に提出するものとする。

2 監事は、監査結果報告書に関して、必要に応じ学長に対して文書又は口頭による報告を求めることができる。

3 監事は、必要があると認めるときは、監査結果報告書に意見を付すことができる。

4 学長は、前項の監査結果報告書に付された監事の意見について速やかに改善措置を講じ、その措置及び結果を監事に通知しなければならない。

(文部科学大臣への意見の提出)

第20条 監事は、国立大学法人法第11条第11項の定めるところにより、監査の結果に基づき必要があると認めるときは文部科学大臣に意見を提出することができる。

2 前項により意見を提出するときは、あらかじめ学長にその旨を通知する。

(学長への報告義務)

第21条 監事は、役員が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は国立大学法人法若しくは他の法令に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を学長に報告するとともに、文部科学大臣に報告しなければならない。

(監事への報告義務)

第22条 役員は、本学に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに、当該事実を監事に報告しなければならない。

2 役員及び職員は、業務上の事故又は異例の事態が発生したときは、速やかにその旨を口頭又は文書で監事に報告しなければならない。

(監事の意見の聴取)

第23条 この規則その他の監事及び監事監査に関する規程等を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ監事の意見を聴かななければならない。

(監事監査実施基準)

第24条 この規則に定めるもののほか、監査の手續その他監査の実施に関し必要な監査実施基準は、学長と協議のうえ監事が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年1月13日規則第1号）

この規則は、平成17年1月13日から施行する。

附 則（平成27年6月25日規則第154号）

この規則は、平成27年6月25日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則（令和2年7月20日規則第77号）

この規則は、令和2年7月20日から施行し、令和2年4月1日から適用する。